



ほう ひ しゅうかん き かく
「法の日」週間企画

さい ばん いん せい ど
裁判員制度って
どんなもの？

月

日

曜日

日直



とい
問 1

さい ばん いん せい ど
裁判員制度では、

げん そく さい ばん いん
原則として裁判員は

にん
6人である。

月
日
曜日
日直



こたえ
答1



げん そく さい ばん いん にん
原則として裁判員6人と
さい ばん かん にん いっしょ けい じ
裁判官3人が、一緒に刑事
じ けん さい ばん しゅっせき
事件の裁判に出席します。

月
日
曜日
日直



とい
問2 ^{さい ばん いん} 裁判員は、^{き そ} 起訴された^{ひ こく にん} 被告人
^{ゆう ざい む ざい} が、「有罪か無罪か」は^き 決め
^{こう きん けい ねん} るが、「拘禁刑〇年」などの
^{ぐ たい てき けい ないよう おも} 具体的な刑の内容・重さまで
^き は決めない。

月
日
曜日
日直



こたえ

答2



さい ばん いん さい ばん かん いっ しょ はな
裁判員は裁判官と一緒に話し
あ ひ こく にん ゆうざい
合って、被告人が有罪である
ば あい けい ない よう おも
場合の刑の内容・重さについ
はん だん
ても判断します。

月

日

曜日

日直



とい
問3 さい いじょう ひと
70歳以上の人も
さい ばん いん えら
裁判員に選ばれる
か のう せい
可能性がある。



こたえ

答3



さい いじょう ひと さいばんいん
70歳以上の人も裁判員とな
ることにについて辞退を申し出
ることはできますが、さいばんいん
ねん れい じょうげん
の年齢に上限はありません。

月

日

曜日

日直



とい
問4

さい ばん いん
裁判員になりたくな

ひと さい ばん いん じ
い人は、裁判員を辞

たい
退することができる。

月
日
曜日
日直



こたえ

答4



さいばんいんせいど かぎ はばひろ かた さん
裁判員制度は、できる限り幅広い方に参
か
加していただくというものであり、
げんそく じたい
原則として辞退することはできません。
さいばんいんほう じたい
ただし、裁判員法において、辞退できる
ばあい さだ がいとう ばあい
場合を定めており、これに該当する場合
じたい たと おも
は辞退することができます（例えば、重
びょうき け が ばあい ふ ぼ そうしき
い病気・怪我の場合、父母の葬式など）。

月

日

曜日

日直



とい
問5

さい ばん
裁判となつてゐる事件

ひ がい しゃ しん ぞく
の被害者の親族も、

じ けん
その事件について裁判

いん か のう せい
員になる可能性がある。

月

日

曜日

日直



こたえ
答5



こう せい さい ばん かく ほ
公正な裁判を確保するため、
しん り じ けん ひ こく にん ひ がい
審理する事件の被告人・被害
しゃ ほん にん ひ こく にん ひ がい しゃ
者本人や、被告人・被害者の
しん ぞく どう きょ にん さい ばん いん
親族や同居人は、裁判員にな
ることはできません。

月
日
曜日
日直



とい
問6

かい しゃ けい えい しゃ じゅうぎょういん
会社の経営者は、従業員
さい ばん いん し ごと
が裁判員の仕事のために
きゅう か と り ゆう
休暇を取ったことを理由
かい しゃ や
として、会社を辞めさせ
ゆる
ることは許されない。

月

日

曜日

日直



こたえ
答6



さい ばん いん し ごと きゅう か
裁判員の仕事のために休暇を
と かり ゆう かい
取ったことなどを理由に、会
しゃ や ぶ り えき
社を辞めさせるなどの不利益
とりあつか ほう りつ
な取扱いをすることは、法律
きん
で禁じています。

月
日
曜日
日直



とい
問7 ^{だい がく せい}大学生は、^{さい ばん いん}裁判員に^{えら}選
^{し けん ちゅう}ばれたら、試験中でも
^{じ たい}辞退することはできな
い。

月
日
曜日
日直



こたえ
答7



じ たい もう で
辞退の申し出をすること
とができる場合があり
ます。

月
日
曜日
日直



とい
問8

さい ばん いん
裁判員が、判決を

いい わた
言い渡す。

月

日

曜日

日直



こたえ
答8

×

さい ばん いん はん けつ せん こく
裁判員は、判決宣告に
た あい はん けつ
立ち会いますが、判決
いい わた さい ばん ちょう
の言渡しは裁判長が
おこな
行います。

月
日
曜日
日直



とい
問9

さい ばん いん たん とう
裁判員は、担当してい
じ けん と あ
る事件が取り上げられ
しん ぶん き じ
た新聞の記事やテレビ
のニュースを^み見ること
きん し
は禁止されている。

月
日
曜日
日直



こたえ
答9



さい ばん いん しょうこ もと
裁判員は、証拠に基づいて
はん だん
判断することになりますが、
しん ぶん き じ よ
新聞記事を読むことまでは
きん し
禁止されません。

月
日
曜日
日直



とい 問10 ^{さい ばん いん えら} 裁判員に選ばれた人 ^{ひと}

^{さい ばん いん けい けん} は、裁判員を経験し

^{かん そう} たことの感想も、

^{た にん はな} 他人に話してはいけ

ない。

月

日

曜日

日直



こたえ

答10



さいばん いん しょくむちゅう さいばん いん
裁判員は、その職務中、裁判員であることを
おおやけ
公にしてはいけません。また、職務を終えた
あと さいばん かん さいばん いん あいだ はな あ
後にも、裁判官と裁判員の間での話し合いの
ないよう しょくむじょう し ひ こく にん
内容や、職務上知った被告人のプライバシー
かん じ こう ひ み つ
に関する事項などについては、秘密にしなければ
なりませんか。しかし、「裁判員をやって
よ いっぱんてき かん そう はな
良かった。」などの一般的な感想を話すこと
まではきん
までは禁じられているわけではありません。

月

日

曜日

日直



これからも、
さいばんいんせいど 裁判員制度に かんしん 関心
も
を持ってくれると
うれしいな！

おわり
終



まつえちけんこうほう
松江地検広報キャラクター
『しじみこちゃん』

月
日
曜日
日直

